

大カーディー、タキユッディーン・スブキー ——その生涯と司法活動——

近 藤 真 美

はじめに

司法及びその担い手であるカーディーに関しては、大量の法学書や年代記などの諸史料をもとに、これまでに多くの研究がなされている¹⁾。しかし、カーディーたちが日常、どのように司法に携わり業務を処理したのか、またいかなる社会に生きていたのかといった、司法の実態に関する研究は、いまだ十分な蓄積があるとは言えない²⁾。

これらの問題を明らかにするための有効な手段の一つとなってくれるのが、ファトワー及びファトワー集であろうと考える。ファトワーとは、何らかの問題に関して、ムフティーの資格をもつ者が、求めに応じて発する法的見解のことである。従って、それらは必ず具体的な社会の諸問題に対応しており、また、それらの見解は学派の中で広く受け入れられれば、法学説の一つとして法学理論に組み入れられていく [Schacht 1964 : 74-75 ; Hallaq 1994]。つまりそれは、現実社会と法学理論を繋ぐ鎖のようなものと考えられるのである³⁾。

そこで筆者は、マムルーク朝期のシリアにおける司法の実態を明らかにするため、前稿においては、8/14世紀半ばのハナフィー派のダマスクスの大カーディー、タルスूसィー Taqī al-Dīn al-Ṭarsūsī の著した *Anfa' al-Wasā'il ilā Tahṛīr al-Masā'il* (= *al-Fatāwā al-Ṭarsūsīya*) を利用したが [近藤 1994]、より詳細にカーディーと司法の実像を描き出すためには、当時最も優勢であった法学派、シャーフィイー派についても目を向けねばなるまい。

タルスूसィーとほぼ同じ頃、8/14世紀前半に活躍したシャーフィイー派のダマスクスの大カーディーは、タキユッディーン・スブキー Taqī al-Dīn Abū al-Ḥasan 'Alī b.'Abd al-Kāfī (以後、息子と区別するため、タキユッディーンと略記) である。彼は、マムルーク朝期にカーディーやムダッリスを輩出したスブキー家⁴⁾の中でもとりわけ高名な人物で、彼が発した、或いは収集したファトワー、それらに対する彼の覚書は、息子タージュッディーン Tāj al-Dīn Abū al-Naṣr 'Abd al-Wahhāb によって編纂され⁵⁾、今日刊本の形で見る事ができる。

このファトワー集 *Fatāwā al-Subkī* を用いるにあたり、その前段階として、タキユッディーンの生涯を概観しておく必要があるが、私見の限り、彼に関する専著・専論は見当たらないようである⁶⁾。

そこで本稿では、息子タージュッディーンの著した *Ṭabaqāt al-Shāfi'īya al-Kubrā* にあるタ

キーユッディーンの項から彼の生涯を概観し、更にその一環として、彼のカーディーとしての活動の一つを、*Fatāwā al-Subkī* の記述と重ねて紹介する。

I *Ṭabaqāt al-Shāfi'īya al-Kubrā* 中のタキーユッディーンの項の構成

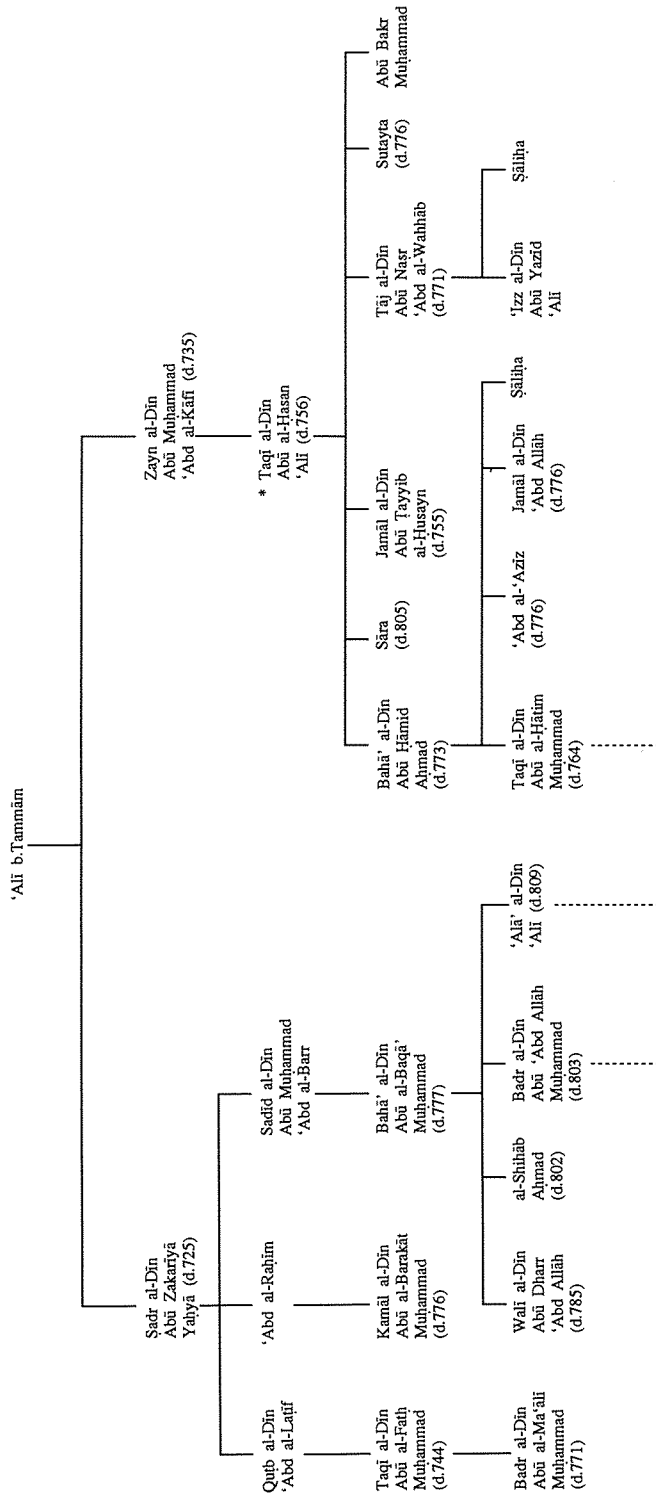
ある人物の生涯を見ると、最も詳しい情報を提供してくれるのは「自伝」であろう。しかし、アラブ世界においては、イブン・ハルドゥーン Ibn Khaldūn の *al-Ta'rīf* やスューティー al-Suyūṭī の *Kitāb al-Taḥadduth* など、その数は少ない⁷⁾。

それ以外には、多くの人名伝が今日に残されているが、生没年、学歴等の限られた情報しか得られない場合が多い。しかし、対象となる人物が非常に高名な人物である場合、或いは自分の項を自ら執筆したり、親・息子といったごく近い血縁関係にある者が執筆している場合には、その限りではない。

ṬShK のタキーユッディーンの項もそういったものの一つであり、刊本にして199頁⁸⁾という多くの紙幅が割かれているだけでなく、息子ならではの得られた情報を含んでいることが特徴といえよう。

タキーユッディーンの項の内容には簡単な見出しが付されているので、それに従ってこの項の構成を見ておく。節番号は筆者が便宜上つけたものであり、更に筆者が補った部分には[]を、説明の部分には()を付した。[]は校訂者が補っている部分である。また、コロンの後の数字は刊本での頁を示している。

- 第1節 [タキーユッディーンの略歴]：139-170
- 第2節 [タージュッディーンが]彼(タキーユッディーン)から聴いた話に関すること：170-194
- 第3節 彼に寄せるイマームたちの称賛に関すること：194-220
- 第4節 ハーフイズたちのつながりのこと：220-226
- 第5節 彼がマズハブとして取り上げたものや彼個人の見解として同意したものに関すること：226-266
- 第6節 彼の著作[の形]では留められていないが、私たちが彼から聞いた研究や名言に関すること。その幾つかは、彼のコレクションの中に、彼の手で[書かれたものが]見つけられるかもしれない：266-293
- 第7節 宗教の諸基本についての論文に関すること：294-295
- 第8節 スーフィズムや奨励されるべきこと、知恵についての彼のことばから：295-303
- 第9節 法源論、弁論学、修辭学、文法学、預言者の遠征・伝記・系譜の諸学について：304-307
- 第10節 [彼一神が彼に恵みをお与えにならんことを一の多くの著作物のこと]：307-315



系図 スプキー家

第11節 彼の死に関する情報のこと：315-317

第12節 [私たちが聞いた彼のための葬送の詩のこと]：317-338

基本的な構成は、通常の人名伝におけるそれと同様で、生没年、学歴・職歴、資質の評価・称賛が大きな枠組みとなっている。これらの記述は、主として、第1・3・4・11・12節で述べられている。第5節～第10節は、資質の評価・称賛の枠組みを拡張したものと考えてよいであろう。ここでは、法学をはじめ、神学、スーフィズム等、タキユッディーンが修めた諸学問についての彼の著作・論文、見解が掲載されている。尚、これらの中では第1・3・5・6・12節により広いスペースがとられている。

記述の特徴としては、タキユッディーン自作のものに限らず、詩が多く収められていることが挙げられる。その時の感情をうたった詩もあれば、何らかの問題に関する解答や書簡が詩の形をとっているものもある[ṬShK 9：184-85 etc.]。

またここで、第2節と第6節に注目したい。この2節は、「息子が著した父親の伝記」という性質をよく表している部分だと考えられる。第2節には、父から聴いた話が収録されているが、それはハディースだけでなく、彼の3人の息子たち、アブー・バクル Abū Bakr Muḥammad⁹⁾、アブー・ハーミド Bahā' al-Dīn Abū Ḥāmid Aḥmad、そしてタージュッディーンについて、タキユッディーンが語ったり書き留めたりした話も収められている。第6節は、主として法学上の問題に関するタキユッディーンの見解を簡単に挙げたものであるが、節の見出しからもわかるように、タージュッディーンが父タキユッディーンから聴いたことがあるか、父自筆のものを見たことがあるものについて要約・抜粋したものである。他にも、タージュッディーンが、父タキユッディーン自身から聴いた話は全体に散見される¹⁰⁾。

ṬShKにおけるタキユッディーンの項は、全体としては他の人名伝の項と同じ構成をとっているが、著者が息子としての立場上父から得ることのできた多くの情報を含んでいる。そういった情報は、彼の幼少のころのエピソードや息子たちに関するものもあるが、法学上の彼の見解に関するものも多いことがわかる。

II タキユッディーンの略歴

1. カイロ時代

彼は、683年第2月/1284年4月、下エジプトのスブクで生まれた[ṬShK 9：144；ṬSh 3：47]。父ザイヌッディーン Zayn al-Dīn 'Abd al-Kāfī は、エジプトの東部地区と西部地区のカーディーを務めていた人物である[ṬShK 10：90]。彼の初等教育に関する情報は、ṬShKの記述といえども多くはないが¹¹⁾、父がカーディーであり、また伯父もミスルの幾つかの地方のカーディーを務めていた[ṬShK 10：392]ことを考えると、環境には恵まれていたようである。また、彼の勉強ぶりは、次の記述から窺える。

[父タキユッディーンが、私タージュッディーンに話してくれたことであるが]……

夜明けの祈りの時に家を出て、諸師のもとで学び、正午近くに戻ってきて家の者と顔をあわせた。[家の者たちは]若鶏を料理し終えていて、[タキユッディーンは]それを食べて日没まで勉強に[諸師のもとへ]戻り、それから甘く美味しいものを食べて、更に夜勉強する。 [TShK 9 : 144]

さて、彼は、他の多くのウラマーたちと同様、まず父の下で法学を学んだ[9 : 144]。それ以後は、以下の師の下で主だった学問をカイロで一通り習得している。

法学：法学者ナジュムッディーン・イブン・アッリフア Najm al-Dīn Ibn al-Rif'a¹²⁾

法源・知的学問 al-ma'qūlāt：イマーム、アラウッディーン・バージー 'Alā' al-Dīn al-Bājī¹³⁾

論理学・諸学派の学説相違：サイフッディーン・バグダーディー Sayf al-Dīn al-Baghdādī¹⁴⁾

コーラン注釈学：シャイフ、アラムッディーン・イラーキー 'Alam al-Dīn al-'Irāqī¹⁵⁾

コーラン読誦：シャイフ、タキユッディーン・イブン・アッサーイグ Taqī al-Dīn Ibn al-Ṣā'igh¹⁶⁾

相続・遺産分割：シャイフ、アブドゥッラー・グマーリー・マーリキー 'Abd Allāh al-Ghumārī al-Mālikī

ハディース学：ハーフィズ、シャラフッディーン・ディムヤーティー Sharaf al-Dīn al-Dim'yātī¹⁷⁾及びハーフィズ、サアドゥッディーン・ハーリシー Sa'd al-Dīn al-Ḥārithī

文法学：シャイフ、アブー・ハイヤーヌ Abū Ḥayyān¹⁸⁾

スーフイズム：シャイフ、タージュッディーン・イブン・アターウッラー Tāj al-Dīn Ibn 'Atā' Allāh¹⁹⁾

カイロで以上の学問を修め、他にアレクサンドリア、ダマスクス、バグダードでも多くのウラマーの講義を聴講したり教えを請うたりしている。

706/1306-7年には、ハディースを求めてシリアへ赴いているが、翌707/1307-8年にカイロへ戻り、そこに居を定めている [TShK 9 : 166]。716/1316-7年に巡礼を果たして帰郷。彼の名高い著作の多くが、このカイロ時代に書かれた [TShK 9 : 167]。

カイロでの彼の職歴には、トゥールーン・モスクのシャイフ職が挙げられる。719/1318-9年に一度失職しているが、727/1326-7年に復職、739/1339年まで在職している²⁰⁾。719年と言えば、後述の通り、アブー・ハーミドが生まれた年である。失職は彼が生まれてからのことであり、タキユッディーンの母ナースィリーヤ Nāṣiriya がそれを悲しんだということが、アブー・ハーミドの書き留めたものから引用・収録されている [TShK 9 : 181]。

他にも、ジャマルッディーン・ズライー Jamāl al-Dīn al-Zurā'ī がダマスクスの大カーディーに就任したとき²¹⁾に、後任としてマンスーリーヤ al-Manṣūriya 学院(マドラサ)のムダッリスとなっている [TShK 9 : 211]。また、就任期間は特定できないが、カイロのハッカーリーヤ al-Hakkāriya、サイフィーヤ al-Sayfiya 両学院でも教鞭をとっている [TSh 3 : 49]。

また、伯父サドルッディーン²²⁾の娘との結婚も、このカイロ時代のことである。当時彼は15歳であった。タキユッディーン²³⁾の父も伯父も、自分自身に関することは何もタキユッディーンには話すなと娘に申し付け、タキユッディーン夫妻の日常の諸事は彼ら二人で援助し、タキユッディーン自身はといえば、眠るときにしかこの娘と顔をあわせることはないという状態だった。しかし、娘がタキユッディーンに俗事を望んだということが²⁴⁾伯父、つまり娘の父の耳に入り、タキユッディーンが学問以外のことに気をとられるのを恐れるあまり、彼は二人を離婚させてしまった[ṬShK 9 : 145]。このことから、彼の父や伯父が、如何にタキユッディーン²⁵⁾の教育に心を砕いていたかが窺われる。

その後の彼の婚姻関係については ṬShK には特に記述がみられないが、719/1319年、アブー・ハーミド[ṬSh 3 : 103-106]が、722/1322年にジャマールッディーン Jamāl al-Dīn Abū Ṭayyib al-Ḥusayn[ṬShK 9 : 411-25 ; ṬSh 3 : 25-27]が、727/1326-7年にタージュッディーン[ṬSh 3 : 140-43]が、734/1333-4年に娘サーラ Sāra [DL 12 : 51]が生まれている²⁶⁾。他方、725/1324-5年には伯父サドルッディーンが[ṬShK 10 : 392 ; ṬSh 2 : 397]、735/1335年には父ザイヌッディーンが死去している[ṬShK 10 : 90 ; ṬSh 2 : 349]。

2. ダマスクス時代

タキユッディーン²⁷⁾の活動の場がエジプトからシリアへ移るのは、739/1339年のことである。この年、スルタン、ナースィルが、死去したジャラルッディーン・カズヴィーニー Jalāl al-Dīn al-Qazwīnī の後任として、ダマスクスのシャーフィイー派大カーディーの職に彼を任じたのである。当初彼はこの申し出を拒否するが、最後にはこれを受け入れダマスクスへ向かい、大カーディーに就任した[ṬShK 9 : 168]。

従兄弟の子アブー・アルファトフ Taqī al-Dīn Abū al-Faṭḥ Muḥammad が744/1344年までそのナীবを務めている[ṬShK 9 : 168]²⁸⁾。彼の死後、タキユッディーン²⁹⁾の息子でタージュッディーン³⁰⁾の兄にあたるジャマールッディーンがナীবを務め[ṬShK 9 : 412]、この兄が755/1354年に死去すると、その後はタージュッディーンが務めた[ṬSh 3 : 141]。

ダマスクスでは、大カーディー職と同時に、ウマイヤ・モスクのハティーブ職にも就いている[ṬShK 9 : 169]。742/1341年、ハーフィズ、ミッズイー al-Mizzī³¹⁾の死後、ダール・アルハディース・アシュラフィーヤ Dār al-Ḥadīth al-Ashrafiya のシャイフとなった[ṬShK 9 : 169]。次いで、745/1345年、イブン・アルナキーブ Ibn al-Naqīb³²⁾の死後、シャーミーヤ・バツラーニーヤ al-Shāmīya al-Barrāniya 学院のムダッリスを務めている[ṬShK 9 : 170]。

アシュラフィーヤのシャイフ職については、タキユッディーンに決定する前に、ザハビー al-Dhahabī³³⁾が後任に定められていたが、彼がアシュアリー派でないという理由からイブン・アルナキーブが異議を唱えた。当時のダマスクスのナীব、トゥンブガ ‘Alā’ al-Dīn al-Ṭunbughā がウラマーたちを集めて話し合いの場がもたれ、結局、アシュアリー派であることが明らかなタキユッディーンがその職に就いた[ṬShK 9 : 200-201]³⁴⁾。

他にも、ガッザリーヤ al-Ghazzālīya、大アーディーリーヤ al-‘Ādiliya al-Kubrā、アターベ

キーヤ al-Atābakiya, マスルーリーヤ al-Masrūrīya の各学院でも教鞭をとっている。

755年第11月/1354年以来病を得て、エジプトに戻ることを切望していたが、息子タージュッディーンがダマスクスの大カーディーに着任して1カ月ほどはダマスクスに留まった。エジプトに戻って後、756年第6月3日/1355年6月15日、カイロ郊外で死去し、ナスル門に埋葬された[TShK 9: 315-16]。

また、彼は生前、以上に見てきた司法・教育上の諸活動に専心する間に、非常に多くの著作を著している。TShK の彼の項の第10節は彼の著作リストであるが、そこには120余りの表題が挙げられており、幾つかについては、巻数やごく簡単な内容の説明が付けられている²⁹⁾。

Ⅲ バアルベックのある村の文書をめぐる問題

彼の活動の一端は、TShK の彼の項の第10節に挙げられた、彼の手になる多くの著作のリストからも窺い知ることができるが、著作の形にはなっていないと、彼が書き留めておいたものや人に話して聞かせたこと、また人が目撃したことからも、その諸活動がわかるであろう。第6節は、正にそういった話に充てられた部分で、息子タージュッディーンが父タキユッディーンから聞いたことや、自分が目撃したこと、父自筆のもので見たものが30話足らず収められている。

本章では、彼のカーディーとしての活動の一つとして、それらの中から、バアルベックのある村の文書をめぐる問題を紹介したい。

第3節に、次のような記述がみられる。

[タキユッディーンは]かつて、ハリーサー Ḥarīthā の一件について他人の言葉に左右されることなく[熟考して](ṣammama)判決を下したが、シリアのナリーブ、アルグン・カーミリー Arghūn al-Kāmīlī³⁰⁾がそれに抗議した。その一件はシリアでもエジプトでももう忘れかけられている(yatlakhimmu)³¹⁾。

[TShK 9: 208]

これは、第6節でもう一度登場し、更にファトワー集にも収録されている[FS 2: 442-44; cf. TShK 9: 292-93 n.4]。

史料の性格上、TShK ではその問題が問われた状況に関する記述が、FS では法学上の問題点とその解答・説明の部分の記述がより詳しく、両史料を照らし合わせることによって、問題の事件の全体がよりはっきりする。

まず、この一件の法学上の問題点を明確にするために、FS の記述から訳出する。

問題： それ(文書)が法的に無効であるという理由で、法的無効性が明らかな文書に、その(文書の)所持者[の権利]は認められないと書くということについて。

シャイフにしてイマーム(タキユッディーン)がそのようにした——神が彼に慈悲をたれ給わんことを——ところ、バアルベックのある村の私領地ハリーサーに関する文書の件でかつて非難された。バアルベックの文書に[文書の所持者の権利は認められない

と]書くということについて、お前たちの根拠は何かと言われた、と彼(タキユッディーン)——神が彼に慈悲をたれ給わんことを——は言った。 [FS 2 : 442]

文書の所持者にはその文書に書かれているような権利がないことを、その文書に書き入れてもよいのか否か、という問題を扱っている。

ファトワーの常として、ハリーサーという私領地の名前以外には、事件の当事者や時期等に関する具体的な記述はみられない [Hallaq 1994 : 33-34]。

問題提示に続く部分の記述から、タキユッディーンは、文書の所持者の当該私領地に対する権利の正当性が認められない由を文書に書き入れたこと、ところがその行為に対して異議が唱えられたことの2点がわかる。

もう少し詳しく、彼がこの問題について見解を述べねばならなくなった事情を知るために、TShK の記述に目を移してみよう。

私(タージュッディーン)がシャイフ(タキユッディーン)——神が彼に御満足されんことを——のもとにいと、丁度、シリアのナীব、アルグンのもとから通信使 (baridi) が到着し、彼から[の伝言]を彼(タキユッディーン)に伝えた。

「アミールたちの王はあなたに[以下のように]仰せられた。

『お前が所持しているものでもないバアルベックの文書に、何故お前は、その[文書の]所持者[の当該の土地に対する権利]は認められないと、書きこむのか。お前が[そのように]書くことで、お前はそれ(文書)を欠陥あるものとしてしまった。

我らにお前の返答を書け』」

父(タキユッディーン)は、バアルベックのハリーサー村の文書に、それが法的に無効な証拠であると書いたのだが、彼はそのことについて誤ってはいない。彼の目指すところは真実であり、文書によって[生じる]誤りを恐れているのである。 [TShK 9 : 288]

ここでは、何らかの訴訟が起こり³²⁾、当該の土地に対する権利の正当性を主張するために、ある人物が文書を証拠として提出したことがわかる³³⁾。その文書には誤りがあるので、タキユッディーンは、それが証拠として無効である由をその文書に書き入れた。それは、誤りのある文書が用いられることによって、誤った判決が下されることがないようにする対策だとする。

しかし、土地の権利を主張するその文書の所持者の立場からすれば、タキユッディーンがこのように文書を処理したことによって、自分のもっている文書は欠陥のあるものとなってしまい、当該の土地に対する権利を主張するための役には立たなくなってしまったのである。

このことに抗議したのが、ダマスクスのナীব、アルグンであった³⁴⁾。アルグンがダマスクスのナীবの地位にあったのは、752/1351年から753/1352年までであるので [BN 14 : 240, 245]、彼がタキユッディーンに通信使を送って抗議したのは、この間のことであったと考えられる。

さて、通信使からアルグンの書簡を受け取ったタキユッディーンは、早速その返信を書い

た。

父は紙をとると、アミールたちの王に届けてもらうように通信使に渡す[書簡の]文頭を書いた。彼が書いたものは[以下の通りである]。

バアルベックの文書に[文書の所持者の当該地に対する権利は認められないと]書くということについて、お前たちの根拠は何かと言われた。

[その]答え[は以下の通りである]。

[TShK 9 : 289]

「[その]答え」以下の部分は、若干の相違はあるものの、FS の記述とほぼ同じである。自分たちの根拠は、コーランとスナ、イジュマーウそしてキヤースであるとして、まずコーランとスナを引用した後、イジュマーウ³⁵⁾を挙げ、更にキヤースとして、文書は、複数の文書の間で記載内容に対立があるかないかということよりも、その内容が明確であることのほうが大切であるとしている [FS 2 : 442 ; TShK 9 : 289-90]³⁶⁾。

また、文書は偽造することが可能であり、また文書はそこに書かれていることに権利を有する者に渡されねばならないとし、本件の場合、提出された文書は誤りがあるのだから、文書の所有者に文書をそのまま返すわけにはいかないと言っている [FS 2 : 442-43 ; TShK 9 : 291]。

また、訴訟の際には、訴訟相手(gharīm)もまた当該地に関する文書をタキユッディーンたちのもとに提出しており、問題の文書の所有者には正当な権利がないことが立証された [FS 2 : 443 ; TShK 9 : 291-92]。

提出された文書に対して、司法に携わる者たちがどのように対応していたかについては、以下の記述がある。

ウラマーやカーディーや証人や書記官たちは、エジプトの地においてもその他の地においても、書き入れる必要のある[権利の]移行や[複数の文書の間]の記述内容の[対立、その他のことを、文書に書くことを常としているが、これはそういった(既に述べたような)

こと[のため]なのである。

[FS 2 : 443 ; TShK 9 : 292]

偽造文書やすでに無効となっているべき文書によって自らの権利を主張しようとする人々は少なからずいたのであろう。タキユッディーンによれば、その対策の一つとして、文書に書かれている権利は誰の手にあるべきなのか、また文書の内容に違いはないか等を、文書に書き込んでいたという。このようにして、誤りのある文書が再び利用されることがないように留意されていたことがわかる。

この後に次の一文を記して、この件についての TShK の記述は終わっている。

「これは別の者の私有地であり、それを占有させることは許されない」という言は、それと言った者は知られておらず、或いは熟考[する必要]のない[当然の]ことである。

[TShK 9 : 292]

FSには更に続きがある。

「これは別の者の私有地であり、それを占有させることは許されない」という言は、それ

を言った者は知られておらず、また神の啓示[も知られておらず]、いや人々の[暮らしてきた長い]歳月もわからない[程昔からあった]。それで、カーディーや、諸事のあらゆる指導者たちとともにカリフや王たちは、無効な命令書(tawqī')をみると、それをその持ち主から取り上げてきたのである。 [FS 2: 443-44]

あるものに正当な権利を有しない者が不当にそれを占有してはならないということは当然のことであり、そのようなことが起こらないように、効力を失った文書は、昔から回収してきたというのである。

この後更に、息子タージュッディーンが、サイマリー al-Ṣaymarī³⁷⁾の言葉を引用して、父タキーユッディーンの見解に賛同し、この問題に関する記述を終えている[FS 2: 444]。

以上、人名伝 TShK とファドワー集 FS の記述からことの経緯をごく簡単にまとめると、次のようになる。バルベックの私領地ハリーサーに関して訴訟がおり、その地に関する文書(仮にこれを文書Aとする)が提出された。ところが、文書Aの所持者の訴訟相手もまた、当該地に関する文書(文書B)をもっていた。最終的に、タキーユッディーンは文書Aを無効であるとして、文書Aの所持者の当該地に対する権利の正当性を認めず、その由を文書Aに記入した。そのことによって文書Aは欠陥のある文書となってしまった。これは、無効であるべき文書が使用されることがないようにするための対策の一つであり、タキーユッディーンに限らず、カーディーをはじめとする司法関係者は同様にしていた。しかし、ダマスクスのナーイブ、アルグンはこの件についてダマスクスのシャーフィイー派の大カーディー、タキーユッディーンに抗議し、彼がアルグンに理由を説明することになったのである。

おわりに

以上、タキーユッディーンの経歴を明らかにし、更に、TShK と FS の記述とを照らし合わせることによって、彼の大カーディーとしての活動の一端を紹介した。

カーディーの子として生まれ、幼い頃から勉学に励み、法学をはじめとする様々な学問を優秀な師をもとで修めた後、職に就く。タキーユッディーンの生涯は、決して当時として特異なものではなかったのではないかな。もっとも、彼のように多くの学院で教鞭をとり、大カーディー職に就任できるものは一握りのウラマーにすぎない。従って、そういった職に就くことは確かに名誉なことであり、また次のウマリー al-'Umarī の記述を思い起こせば、経済的にも重要なことであつたと思われる。

カーディーやウラマーたちについて言えば、カーディーについては、その俸給はスルタンが支払い、その最高額は毎月50ディーナールである。彼らには、ワクフで富んでいるマドラサがある。…(中略)…ウラマーたちについては、彼らのどの者も、自分の[勤めている]マドラサのワクフ[からの収入]しかない。給料や年金の形で[の収入が]ある者は別であるが、[給料や年金が]彼らに[支払われるよう]決められることはなく、そのような者

は[いたとしても]少なく、稀である。そのため、[ウラマーは、既に述べたような]その[状態の]ままに置かれている。 [MA : 110-11]

このような状況にあれば、他のウラマーやその親族の場合も同様だったのではないかと思われるのだが、彼の父や伯父の教育熱心さには、彼が将来カーディー職に就くことによって経済的なメリットを得られるようにという理由もあったのかもしれない。

また、経歴からわかるように、彼の生涯の大半は、教わる側・教える側の別はあれ、マドラサ(学院)とともにあることがわかる。ここで、どのような理念に基づきどのような方法で、ウラマーの、ひいては次代のカーディーの教育が行われたかに関する研究³⁹⁾もまた、司法界の実態をつかむ上で必要となるであろう。

もう一つ、彼の生涯で非常に重要な位置を占めているのは、カーディーとしての活動である。本稿では、紙幅の都合もあり、一つを紹介するに留めたが、今後、カーディーをはじめとする司法関係者に関する更に多くの事例研究が蓄積され、司法業務及び司法界の実態が明らかになることを望みつつ、本稿を終えたい。

注

- 1) 司法制度全般を扱う Tyan 1960 はこの代表的な研究といえよう。
- 2) まず、イブン・ハルドゥーン Ibn Khaldūn の自伝からマムルーク朝期のエジプトの司法界の実態を描き出した 森本 1992 が挙げられ、また、アッバース朝期に関しては、愛宕 1990 がある。
- 3) このような観点に立ち、ファトワの分析から当時の社会を考察しようとした研究には、Powers 1990, Tucker 1994 などがある。また、ファトワを出すための規定については、愛宕 1992 がある。
- 4) スブキー家の人物で人名伝中に初めてその名を見ることができるのは、タキユッディーンの父ザイヌッディーン Zayn al-Dīn ‘Abd al-Kāfī [ṬShK 10 : 89-94 ; A‘A 2 : 109 ; DK 3 : 197 ; ṬSh 2 : 348-49] と伯父サドルッディーン Ṣadr al-Dīn Yaḥyā [ṬShK 10 : 391-92 ; A‘A 3 : 323 ; DK 6 : 190-91 ; ṬSh 2 : 396-97] である。
- 5) FS には、タキユッディーンの出したファトワや収集したファトワ、或いはそれらについて彼が書き留めておいたものが収められている。タキユッディーン自身はそれらを書物として編纂することはなく、息子タージュッディーンが編纂している。タキユッディーンの手書き留めたものについては、短縮・要約をせず、その他に関連する問題を扱ったタキユッディーンの手書きの著作にも言及している [FS 1 : 6]。
- 6) スブキー家については、主として Tāj al-Dīn al-Subkī の *Mu‘īd al-Ni‘am wa Mubīd al-Niqam* を扱った Husayn 1948 があるが、その第 2 章が、スブキー家の人々の略歴に充てられている [Husayn 1948 : 47-85]。そこには、かなり詳しいスブキー家の家系図が付されている。本稿添付の家系図は、Husayn 1948 の家系図を参考に、A‘A, DK, DL, ShDh, ṬSh, ṬShK から作成し、ザイヌッディーンとサドルッディーンの家系に属し、タキユッディーンの子孫の人物までを載せた。
- 7) イブン・ハルドゥーンの手書きの自伝を扱った森本 1992、スューティーの手書きの自伝を扱った Sartain 1975 等の研究がある。

- 8) 本稿で用いた刊本は、1964年から1976年にかけてカイロから出版された刊本の、第2版である。
- 9) ṬShKの中には彼に充てられた項はなく、今回利用した他の人名伝でも、特に一項を設けて言及されることはない。タキユッディーンの残りの3人の息子たち、アブー・ハーミド、ジャマルッディーン Jamāl al-Dīn Abū Ṭayyib al-Ḥusayn, タージュッディーンについては、それぞれに充てられた項がある。
- 10) 例えば第1節にも、タキユッディーンとその父・伯父の勉学に対する熱心な姿勢(本稿第Ⅱ章で後述)についての記述がみられ[ṬShK 9: 144-45], また, 人間関係についても、タキユッディーンがウマリー al-Umarī と不仲であり、それが皆の知るところであったとも記されている[ṬShK 9: 157]。
- 11) Sartain 1975 も初等教育について触れているが、ここでもやはり情報が少ないことが述べられている[Sartain 1975: 119-120]。
- 12) Najm al-Dīn Abū al-Abbās Aḥmad b. Muḥammad b. 'Alī Ibn al-Rif'a. 645/1247-8年にエジプトで生まれる。シャーフィイー派の法学者。710年第7月/1310年に同地で死去[ṬShK 24-27; DK 1: 336-39; ṬSh 2: 273-76]。
- 13) 'Alā' al-Dīn Abū al-Ḥasan 'Alī b. Muḥammad b. 'Abd al-Raḥmān al-Bājī. 631/1233-4年生まれ of イマーム。シャーフィイー派。714年第11月/1315年没[ṬShK 10: 339-66; ṬSh 2: 290-93]。
- 14) Sayf al-Dīn 'Īsā b. Dāwud al-Baghdādī al-Ḥanafī. 630/1232-3年生まれ。ハナフィイー派。705年第5月/1305年没[DK 4: 239]。
- 15) 'Alam al-Dīn 'Abd al-Karīm b. 'Alī b. 'Umar al-'Irāqī. 622年または623年/1225-6年, エジプトに生まれる。704年第2月/1304年死去[ṬShK 10: 95-96; DK 2: 200-201; ṬSh 2: 283-84]。
- 16) Taqī al-Dīn Muḥammad b. Aḥmad b. 'Abd al-Khālīq Ibn al-Ṣā'igh. 636/1238-9年生まれ。エジプトのコーラン読誦のシャイフ。725年第2月/1325年に同地で死去[ṬSh 2: 371-73; DK 5: 48-49]。
- 17) Sharaf al-Dīn 'Abd al-Mu'min b. Khalaf b. Abī al-Ḥasan al-Dimyātī. 613年末/1217年ダミエッタ生まれ。705年第11月/1306年にカイロで死去[ṬShK 10: 102-23; ṬSh 2: 286-88]。
- 18) Muḥammad b. Yūsuf b. 'Alī Abū Ḥayyān. 652/1254-5年または654年第10月/1256年, グラナダ生まれとされる文法学者。745年第2月/1344年, カイロで死去[ṬShK 9: 276-307; DK 6: 58-65; ṬSh 3: 88-92]。
- 19) Aḥmad b. Muḥammad Ibn 'Aṭā' Allāh. 709年第6月/1309年没。スーフィーで、イブン・タイミーヤと対立した人々の一人[DK 1: 324-25]。
- 20) 739/1339年にシャーフィイー派の大カーディーとしてダマスクスへ赴任してからは、息子アブー・ハーミドが後任としてこの職に就いたが、実権はタキユッディーンにあったと書かれている。タージュッディーンがṬShKを執筆していた頃(既にタキユッディーンは死去)にはアブー・ハーミドが名実ともにその職にあった[ṬShK 9: 181]。
- 21) ブライーのダマスクスでの大カーディー就任期間は 723/1323年から724/1323-4年。以後ダマスクスの大カーディーの就任期間については 近藤 1993: 42 を参照。
- 22) Ḥusayn 1948 の系図には見られず、また人名伝にも名前を見いだすことはできなかった。
- 23) アブー・バクルについては生没年不詳。娘スタイタ Sutayta については、776/1374-5年に死去したという記述がみられるが[ShDh 6: 242], 生年については不詳。

- 24) ナーイブに着任した時期は書かれていない。
- 25) Jamāl al-Dīn Abū al-Ḥajjāj Yūsuf b. 'Abd al-Raḥmān b. Yūsuf al-Mizzī. 654/1257年, アレッポ郊外で生まれ, ミッザで育つ。23年半ダール・アルハディース・アシュラフイーヤにシャイフとして在職し, 742/1341年に死去 [TShK 10 : 395-430 ; DK 6 : 228-33 ; TSh 3 : 99-101]。
- 26) Shams al-Dīn Muḥammad b. Abī Bakr b. Ibrāhīm Ibn al-Naqīb. 622/1225年頃生まれる。ナワウイーの下で法学を学ぶ。ホムス, タラーブルス, アレッポのカーディーを務めたこともある。シャーミーヤ・バッラーニーヤ学院のムダッリスを務め, 745/1345年に死去 [TShK 9 : 307-309 ; DK 5 : 135-36 ; TSh 3 : 64-66]。
- 27) Shams al-Dīn Abū 'Abd Allāh Muḥammad b. Aḥmad b. 'Uthmān al-Dhahabī. 673/1274年生まれ。当時の高名なハーフィズの一人。 *al-Ta'rikh al-Islām*, *Tadhkirat al-Ḥuffāz* 等の著者。748/1348年に死去 [TShK 9 : 100-23 ; DK 5 : 66-68 ; TSh 3 : 72-74]。
- 28) 後には, 息子タージュッディーンもこの職に着任している [TShK 9 : 209]。
- 29) サファディー al-Ṣafadī もまたタキユッディーンの項目の中で, 彼には150を越す著作があるとして, 多くの著作名を挙げている [A'A : 215-18]。
- 30) Sayf al-Dīn Arghūn al-Kāmili. 752年第8月/1351年から753年第10月/1352年までダマスクスのナーイブを務める。758年第10月/1357年死去 [A'A 1 : 149 ; DK 1 : 418-19 ; UD 8]。
- 31) iṭrakhamma に同じ。「目が見えなくなる, 暗くなる」の意から, その事件について人々の耳目をひくことがなくなったと解釈した。
- 32) 「バアルベックの文書」を証拠として提出することになった訴訟については, FS 2 : 158-67 にある, 751年第7月20日/1350年9月23日にタキユッディーンが判決したユニーニ al-Yūnīni 家とトグテギン Ṭughtakīn 家の訴訟を指している可能性が高い。
- 33) 一般に, 文書は証拠としては認められないとされるが, 契約の当事者間の権利の衝突や, 後の第三者の出現によって契約が無効となることを避け, また訴訟が起こったときに証人の証言を確認するために作成され, 重要な役割を果たした [Wakin 1971, 1972]。こういった文書作成技術は, 特にハナフィー派で発達した [Wakin 1972 : 12-14]。
- 今日まで残っている文書 [Amīn 1981 ; Little 1984] を利用して, 文書の研究 [Gronke 1982 ; Little 1980, 1981], また文書を作成する公証人に関する研究 [Tyan 1959 ; Guellil 1985], 更に, Lutfi 1985 や Nielsen 1985 のように, こうした文書を用いて司法制度を明らかにしようとする研究もなされている。
- 34) FS 2 : 158-67 (注32参照) でも, アルゲンと訴訟との関連については触れられておらず, 彼がこの訴訟に関わってきた理由は特定できない。
- 35) 教友たちと第3代カリフ, ウスマーンとのイジュマーウで, 誤ったコーランの写しは焼却してよいというもの。このことから, 問題の証書は, 誤り故に焼却されてもよいものなのであり, 自分の出した判決はイジュマーウに沿ったものであると結論づけている [FS 2 : 442 ; TShK 9 : 290]。
- 36) 複数の文書の間に対立する記載がなければ, それらの文書は正しい。また, 対立する記載があれば, それを注意深く吟味すればよい。従って, 内容が明白であることこそ文書にとって必要である, とタキユッディーンは考えた [FS 2 : 442 ; TShK 9 : 290]。
- 37) 刊本には al-SMYRY とあるが, シャーフィイー派のイマームの一人 Abū al-Qāsim 'Abd al-Wāḥid b.

al-Ḥusayn al-Ṣaymarī ではないかと思われる [TSh 1 : 177-78]。

- 38) 最近では、包括的な研究 Berkey 1992 も発表され、既に Carl F. Petry [*JESHO* 37 (4), 1994], Devin J. Stewart [*Islamic Law and Society* 1 (3), 1994] 両氏による書評がなされている。

史料略号

- A'A : Ṣalāḥ al-Dīn al-Ṣafadī, *A'yān al-'Aṣr wa A'wān al-Naṣr*, 3 vols., Frankfurt am Main, 1990.
 BN : Ibn Kathīr, *al-Bidāya wa al-Nihāya fī al-Ta'rīkh*, 14 vols., al-Qāhira, 1939.
 DK : Ibn Ḥajar al-'Asqalānī, *al-Durar al-Kāmina fī A'yān al-Mi'a al-Thāmina*, 6 vols., Hyderabad, 1972-76.
 DL : al-Sakhāwī, *al-Daw' al-Lāmi' li-Ahl al-Qarn al-Tāsi'*, 12 vols., 1934-36. Bayrūt, n.d.
 FS : Taqī al-Dīn al-Subkī, *Fatāwa al-Subkī*, 2 vols., 1937. Bayrūt, n.d.
 MA : Ibn Faḍl Allāh al-'Umarī, *al-Masālik al-Aḥṣār fī Mamālik al-Amṣār*, Bayrūt, 1986.
 ShDh : Ibn al-'Imād, *Shadharāt al-Dhahab fī Akhbār man dhahaba*, 8 vols., A.H.1350-51. Bayrūt, n.d.
 TSh : Ibn Qāḍī Shuhba, *Ṭabaqāt al-Shāfi'īya*, 4 vols., Hyderabad, 1978.
 TShK : Tāj al-Dīn al-Subkī, *Ṭabaqāt al-Shāfi'īya al-Kubrā*, 10 vols., 1964-76. Jiza, 1992.
 UD : Ṣalāḥ al-Dīn al-Ṣafadī, *Umarā' Dimashq fī al-Islām*, Dimashq, 1955.

参考文献

Amīn, Muḥammad Muḥammad

- 1981 *Catalogue des Documents d'Archives du Caire de 239 / 853 à 922 / 1516 (Depuis le III^e / IX^e siècle jusqu'à la fin de l'époque Mamlouke)*, Caire.

Berkey, Jonathan

- 1992 *The Transmission of Knowledge in Medieval Cairo : A Social History of Islamic Education*, Princeton.

Gronke, Monika

- 1982 *Arabische und persische Privaturkunden des 12. und 13. Jahrhunderts aus Ardabil (Aserbeidschan)*, Berlin.

Guelill, Gabriella Linda

- 1985 *Damaszener Akten des 8. /14. Jahrhunderts nach al-Ṭarsūsīs Kitāb al-I'lām : Eine Studie zum arabischen Justizwesen*, Bamberg.

Hallaq, Wael B.

- 1994 *From Fatwās to Furū' : Growth and Change in Islamic Substantive Law*, *Islamic Law and Society*, 1 (1).

Ḥusayn, Muḥammad al-Ṣādiq

- 1948 *al-Bayt al-Subkī*, al-Qāhira.

近藤真美

- 1994 マムルーク朝前期シリアにおける司法の一断面——カーディー、タルスーシーの記述するワク

フ管理権継承訴訟を通して——、『東洋史研究』, 52(4) . .

Little, Donald P.

1980 The Significance of the Ḥaram Documents for the Study of Medieval Islamic History, *Der Islam*, 57.

1981 Six Fourteenth-Century Purchase Deeds for Slaves from al-Ḥaram As-Šarīf, *ZDMG*, 131.

1984 *A Catalogue of the Islamic Documents from al-Ḥaram aš-Šarīf in Jerusalem*, Beirut.

Lutfi, Huda

1985 *al-Quds al-Mamlūkiyya : A History of Mamlūk Jerusalem Based on the Ḥaram Documents*, Berlin.

森本公誠

1992 イブン＝ハルドゥーンの見たエジプト司法界, 『中近東文化史論叢』.

Nielsen, Jørgen S.

1985 *Secular Justice in an Islamic State : Mazālim under the Bahrī Mamlūks, 662 / 1264-789 / 1387*, Leiden.

愛宕あもり

1990 カーディーの判決の取消について—ハッサーフの議論を中心に—, 『イスラム世界』, 33-34.

1992 ファトワー勧告の規定—バグダーディーの議論を中心に—, 『中近東文化史論叢』.

Powers, David S.

1990 *Fatwās as Sources for Legal and Social History : A Dispute over Endowment Revenues from Fourteenth-Century Fez, al-Qanṭara*, 11(2).

Sartain, E.M.

1975 *Jalāl al-dīn al-Suyūṭī 1 : Biography and background*, London.

Schacht, Joseph

1964 *An Introduction to Islamic Law*, Oxford, rpt. 1991.

Tucker, Judith E.

1994 *Muftīs and Matrimony : Islamic Law and Gender in Ottoman Syria and Palestine, Islamic Law and Society*, 1(3).

Tyan, Émile

1959 Le notariat et le régime de la preuve par écrit dans la pratique du droit musulman, *Annales de l'École Française de Droit de Beyrouth* II, 1945, Beirut (Separately printed).

1960 *Histoire de l'organisation judiciaire en pays d'islam*, Leiden.

Wakin, Jeanette A.

1971 Written Documents in Islamic Law, *Actas do IV Congresso de Estudos Árabes e Islâmicos, Coimbra-Lisbor 1968*, Leiden.

1972 *The Function of Documents in Islamic Law*, Albany.

(京都大学大学院文学研究科)